

**令和8年度 BIRDS 産学連携コミュニティマネージャー業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務名**

令和8年度 BIRDS 産学連携コミュニティマネージャー業務

**2 概要及び目的**

本業務は、ふくろい産業イノベーション推進協議会（以下、「協議会」といいます。）が設置・運営する、ビジネスにチャレンジする多様な人が集まるイノベーション拠点「BIRDS Coworking × FUKUROI」において、会員らから寄せられる、創業者等の成長過程におけるビジネス相談（①マーケティング等の理論説明、②異業種や研究者への繋ぎマッチング、③技術面アドバイスできる理系的人材、④事業拡大展開へ背中を推すサポートなど）に対して、専門的な知識やネットワークを背景とした的確な支援体制を構築することで、創業支援や起業家育成などによる地域産業の振興を実現することを目的としており、より効果的な事業実施を図るため、経験と専門知識を有する事業者の中から、受託事業者を選定するものである。

**3 業務内容**

別添「令和8年度 BIRDS 産学連携コミュニティマネージャー業務委託仕様書」のとおり

**4 業務期間（委託期間）**

令和8年5月下旬頃～令和9年3月31日（水）

**5 選定方法**

公募型プロポーザル方式とします。

**6 事業費**

本業務に係る経費の上限額は1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

**7 参加要件**

本プロポーザルに参加するには、次に掲げる条件全てを満たしていることが必要です。なお、本業務の委託者は協議会となりますが、事務局を袋井市産業未来課内に設置しているため、市における参加要件を準用しています。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 参加申込書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 17 年告示第 206 号）に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (3) 参加申込書提出期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出期間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

## 8 スケジュール

No.	内 容	日 程
1	公募開始（市ホームページへの掲載）	令和 8 年 4 月 28 日（火）
2	参加表明書及び質問票の提出期限	令和 8 年 5 月 8 日（金）
3	質問への回答・参加資格有無の確認連絡	令和 8 年 5 月 14 日（木）までに
4	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 18 日（月）
5	審査実施 ※予備日 5 月 21 日（木）	令和 8 年 5 月 20 日（水）
6	審査結果の通知発送	令和 8 年 5 月 21 日（木）予定
7	契約締結	令和 8 年 5 月 21 日（木）予定

## 9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式 1）※印不要
- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時まで
- (3) 提出部数 原本 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、差し出したことが分かる方法（特定記録等）としてください。）又は電子メール  
（アドレス：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）  
※電子メールによる場合は、送信後、確認のため併せて電話（0538-44-3136）での連絡をお願いします。

- (5) 提出場所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1  
ふくろい産業イノベーション推進協議会事務局  
袋井市役所産業未来課産業政策係
- (6) その他 参加資格要件に該当しない場合のみ、電子メールにて連絡します。  
期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなします。

## 10 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類 質問票（様式2）※印不要
- (2) 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール（アドレス：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp）  
※電子メール送信後、確認のため併せて電話（0538-44-3136）での連絡をお願いします。  
※電話及び直接来庁による質問には応じません。
- (4) 回答方法 令和8年5月14日（木）までに、参加意思を表明した全ての事業者に対し、電子メールで回答します。

## 11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書（様式3）※要代表者印押印
  - イ 企画書（様式及び枚数任意。ただし、A4版又はA3版で作成）
  - ウ 見積書（積算内訳を含む）※要代表者印押印
  - エ 実施体制（様式不問）※本業務の実施体制（責任者、担当者等）がわかる書類
  - オ 業務工程表（様式不問）※本業務の全体スケジュールや個別作業スケジュール
  - カ 会社概要（様式不問）※既存のパンフレットや案内書等で可
- (2) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、差し出したことが分かる方法（特定記録等）としてください。）
- (5) 提出場所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1  
ふくろい産業イノベーション推進協議会事務局  
袋井市役所産業未来課産業政策係
- (6) その他
- ア 上記「3 業務内容」の項目に関して、それぞれ具体的な提案（1提案のみ）を

作成してください。

イ 審査は匿名で行うため、提出書類の副本（1部）については、応募者が特定できるような内容（名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等）の記入は行わないでください。正本を複写して副本として利用する場合は、副本については、応募者が特定できるような内容は黒塗りするなどして隠してください。（既存のパンフレット（1部）等の場合も同様です。）

なお、提出された副本について、応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りにする場合があります。

## 12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行います。

### (1) 選定方法

次のとおり選定会を開催し、各事業者が提出した書類及びプレゼンテーションを踏まえ、選定委員（5人程度）が下表に基づき公平に審査を実施し、最高得点者を最優秀企画提案者（業務委託契約予定者）として選定します。

### (2) 選定会（プレゼンテーション）

ア 開催日時 ※都合により予定を変更する場合があります。

(ア) 令和8年5月20日（水）午前10時から午後4時まで

(イ) 令和8年5月21日（木）午前10時から午後4時まで（予備日）

※詳細は、参加事業者決定後に通知します。

イ 所要時間

1 事業者あたり 30分（企画書等の内容説明 20分、質疑応答 10分を予定。）

※参加事業者数が多い場合は、所要時間を一律で短縮する場合があります。

ウ 出席人数

2人以内（本業務の担当者を必ず含めること。）

エ 開催方法

(ア) プレゼンテーションは、Microsoft Teams による WEB 方式※で開催します。

(イ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容に限り行うこととします。

(ウ) プレゼンテーションの実施は、原則参加表明書の受付順とします。

※接続テストを行います。接続テストはプレゼンテーション実施時間を通知する際に合わせて、通知します。

### (3) 審査

ア 各選定委員持ち点（100点）を合算した値（500点満点）の6割（300点以上）

を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とします。

イ 最高得点者が複数の場合は、見積金額の最も低い事業者を最優秀企画提案者として選定します。また、見積金額も同額であった場合は、くじ引きにより最優秀企画提案者を選定します。

ウ 選定に関する質問及び異議申し立ては一切受け付けません。

【評価項目・評価基準・評価点数】

評価項目	評価基準	評価点数
企画提案内容 (90点)	① 全体構成（企画力・コミュニケーション力）	30点
	② 実現可能性（実績・課題解決志向）	30点
	③ 事業への理解・知識	30点
見積書（10点）	① 見積金額及び積算内訳の妥当性	10点
合計		100点

(4) 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とします。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- キ 見積金額が委託上限を超えるとき。
- ク その他不適切な事項があると判断される時。

(5) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者に通知します。

なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとします。

### 13 契約の締結

(1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議した上、契約内容に関する協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準ずる随意契約として、委託上限額の範囲内で締結するものとします。

ただし、協議の結果、見積金額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出の上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとします。

- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとします。
- (3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行いません。
- (4) 業務委託料の支払いについては、業務完了時の一括払いとします。

## 14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに下記 15 に記した担当まで辞退届（様式不問）を提出してください。

※要代表者印押印

- (2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しません。  
ただし、目的の範囲内において複製することがあります。
- (5) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

## 15 担当課（問い合わせ先）

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとします。

- (1) 担 当     ふくろい産業イノベーション推進協議会事務局  
              袋井市役所産業経済部産業未来課産業政策係（担当：清水、安井）
- (2) 住 所     〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
- (3) T E L     0538-44-3136（直通）
- (4) E-mail    sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp